

平成二十七年三月二十七日受領  
答弁第一四四五号

内閣衆質一八九第一四五号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国際条約の遵守に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出国際条約の遵守に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「条文の一部に異議を唱えること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国が締結している条約法に関するウィーン条約（昭和五十六年条約第十六号）第二十六条は、「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」と規定している。